

国内手配旅行旅行条件書

※お申込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

この書面は、旅行契約が成立した場合契約書面の一部となります。

この宿泊プラン（以下「本プラン」という。）の手配は下記の条件によりお引き受けいたします。また、このご案内に記載のないことは、当協会の旅行業約款【手配旅行契約の部】並びにホームページ上の該当商品の照会画面によります。ご不明の点がございましたら、ご遠慮なくお尋ねください。

1.お申込みと旅行契約の成立

1. ご旅行をお申し込みの際は、当協会所定のホームページ上の「お客様情報の入力」画面に必要な事項をご記入いただき、必要な同意確認をしたうえで、電磁的な方法により当協会に送信下さい。
2. お申し込みいただくご旅行の契約（手配旅行契約）は、申込金のお支払いがなくても当協会が申し込みを「承諾」した旨の通知を発生し、当該通知がお客様に到達した時に成立いたします。
但し、当協会より申し込み「承諾」の旨の通知を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等お客様側の事情により通知を確認できなかった場合であっても契約成立となります。
予約送信後に予約完了画面が確認できなかった場合は、ホームページ上の「予約確認・変更」画面よりお客様ご自身で確認ください。
3. お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当協会に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当協会の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
4. 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

2.ご旅行代金

1. 本プランは現地払いとなります。お申込みいただいた宿泊施設の利用日に、ご旅行代金として宿泊料金を直接当該宿泊施設にお支払いいただきます。
2. 旅行代金には、原則サービス料、消費税が含まれております（但し、一部サービス料、消費税がかからない場合がございます）。その他の税（例：入湯税、地方税、宿泊税）がかかる場合は現地宿泊施設に別途お支払いください。
3. 当協会は、契約の締結された後であっても、宿泊施設の料金が改定された場合には、当該旅行代金を変更することがあります。

3.取消料

1. 取消料は宿泊施設毎の宿泊約款に基づき、取引条件の説明としてホームページ上に表示します。
2. お申し込みを取り消しされた場合は、所定の取消料を申し受けます。取消料は当協会よりご請求申し上げます。
3. 宿泊日やプランの変更、ならびに予約部屋数の減少が伴う人数変更等、お客様の求めにより旅行内容を変更する場合、変更に伴い発生する宿泊機関に支払うべき取消料はお客様の負担となります。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

※取消料率は「諸税別・サービス料等含」の宿泊料金に対して適用します。

※宿泊日当日の取り消しの取り扱いは当該宿泊施設の宿泊約款によります。お客様が連絡をしないで、宿泊日当日の宿泊約款明示の時間(又はあらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を宿泊約款にさだめられた所定の時間を経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとみなし処理されることがあります。その場合は不泊の扱いとして所定の取消料を申し受けます。

4.当協会の責任及び免責事項

1. 当協会は、旅行契約の履行に当たって、当協会が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。
2. 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当協会は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当協会の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - 1.天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 2.運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - 3.運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 4.日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 5.自由行動中の事故
 - 6.食中毒
 - 7.盗難
 - 8.運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
3. 当協会は、手荷物について生じた本項 1.の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当協会に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円(当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます)を限度として賠償します。

5.個人情報の取扱について

1. 当協会は、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当協会の旅行契約上の責任

において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、5.当協会及び当協会と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成のために利用させていただきます。

2. 前号 1. の 2.3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。また、取消料を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛にご出発の 10 日前までにお申し出ください。(注：10 日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい)
3. 当協会はお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、当協会の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、利用させていただきます。利用する個人情報は、当協会個人情報保護管理責任者が責任を持って管理します。
4. 当協会は、個人情報の取扱を委託することがあります。
5. お客様は、当協会の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。問合せ窓口は当協会となります。
6. 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理者

問い合わせ先窓口

電話：048-871-6984 F A X：048-871-6985 E - m a i l：tour@chocotabi-saitama.jp

営業時間：月～金曜日 10：00～17：00（土・日曜、祝日、年末年始休業）

6.その他

1. その他の事項につきましては当協会「旅行業約款（手配旅行契約の部）」によります。
2. 記載の宿泊等料金の基準日は、各プラン詳細ページでご確認ください。
(2021 年 10 月)